

むかわ町障害者活躍推進計画

機関名	むかわ町教育委員会
任命権者	むかわ町教育委員会教育長
計画期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
むかわ町教育委員会における障害者雇用の課題	むかわ町教育委員会においては、職員の大半が町長部局からの出向職員で構成されており、障害者に限定した募集・採用は行っていない。
目 標	職員の大半は町長部局からの出向職員で構成されており、独自で行う採用活動についても町長部局と一体で行っていることから、独自の目標設定は行わず、町長部局の目標を準用する。
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者の活躍を推進する体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の大半は町長部局からの出向職員で構成されており、独自で行う採用活動についても町長部局と一体で行っていることから、障害者雇用推進者として、町長部局と同一の総務企画課長を選任する。 ・障害者である職員が配置された場合、相談窓口を設定する。 2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 <ul style="list-style-type: none"> ・今後配置される職員の能力や希望も踏まえ、職務の選定や創出について検討を行う。 3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口での相談や人事評価面談等の際は障害者である職員に対して必要な配慮の有無等を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる ・措置を講じる場合にあっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲において適切に実施する。 ・独自の障害者の募集・採用にあたっては、以下の取扱を行わない。 <ol style="list-style-type: none"> ①特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ②自力で通勤できるといった条件を設定する。 ③介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ⑤特定の就労支援機関からのみ受け入れを実施する。
その他	各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう適切な支援、配慮に務める。